

第23回 鳥類標識検討会(平成20年度) 議事録

日 時: 2008年12月19日(13:30~15:30)

場 所: 東京都渋谷区南平台8-14 山階鳥類研究所 東京分室

出席者: 検討委員 (8名中 5名参加)

上田恵介・古南幸弘・川路則友・蓮尾純子・浜口哲一

環境省 野生生物課:西野雄一

生物多様性センター:鈴木真野

山階鳥類研究所・事務局

山岸哲・尾崎清明・米田重玄・佐藤文男・茂田良光・馬場孝雄・吉安京子

- 議題:
- 1 標識調査事業の中間報告
 - 2 鳥類標識データベースの活用
 - 3 マニュアルの改訂
 - 4 その他

<議題1 標識調査事業の中間報告>

(事務局から当年度鳥類標識事業の進捗状況を説明)

<議題2 鳥類標識データベースの活用>

〔事務局〕「鳥類標識データベース提供のためのルール」作成の今後のスケジュール。今回の検討委員会で意見を頂き、検討会委員、山階鳥類研究所及び環境省で策定グループを立ち上げ、具体的な案を作成していく。次回の検討会で最終的な案を決定し、その上で、バンダーへ書面で周知・確認する。その確認が済んだ上で、一般への周知、実際の運用ということになる。

標識データの帰属は全体としては環境省ではあるが、個々の放鳥記録・回収記録・測定値などは放鳥者、個々の回収データは回収者、カラーマーキングに関する観察データは観察者にある。バンディングセンターには全放鳥、回収、観察データあるいは全データベースが帰属する。

検討・留意点として、①標識調査が環境庁事業となるまでに事業主体が幾度か変わった経緯から、現行のデータベースには環境省予算を用いない部分が10年以上あるのでその取扱。②利用方法(利用者・目的・優先権・制限・罰則・提供方法・報告義務・費用負担など)について等がある。

(環境省からルール作成のための参考として、生物多様性センターの調査成果物等の情報取扱規程について説明)

〔環境省〕この中の引用と利用の2つの利用方法が、標識調査のデータの主な利用目的としてあげられると想定。

〔検討委員(川路)] 標識データで「データの内容を変更しないで一部として引用する場合」と「未加工のデータを別の媒体にコピーしたり翻訳したりする場合」は全然違うものか?

〔環境省〕全く違うものになる。

〔検討委員(川路)] 標識調査で得たデータへのバンダーの権利とは何を指すのか? 標識調査は国家事業の一つである、という認識の徹底が必要。

〔環境省〕モニタリングサイト1000の調査ボランティアの権利について弁護士に聞いたことを参考に申し上げる。「ボランティアで得た情報を提供してくれる場合、その情報に対して優先権が生じ、公文書で提出すれば秘匿情報を設けることが出来る」ということだった。そのことから「優先権」をバンダーの権利として想定。

〔検討委員(蓮尾)] 制限は少ない方がよい。最低限の所を決めればよいと思う。

〔検討委員(浜口)] 基礎的なデータは公のものであるということの徹底必要。

〔検討委員(上田)] 提供されたデータは希少種保護等に支障のあるもの以外は整理して、原則公開していくべき。

公開すべきデータの公開を拒否するバンダーには、バンディングに参加してもらわなくても良いのではないかな。

〔事務局〕公開・非公開データの取扱について、環境省・山階鳥類研究所・バンダーの三者間で新たに書面で申し合わせ事項を交わすべき。

〔環境省〕環境省からデータの取扱等についてまとめた書面をバンダーに示して納得して頂いた上で、データを

出してもらえればいいと思料。環境省としてはなるべくこの標識調査のデータを社会に出して、利用していきたい。社会に貢献していかないと意味がない。しかし、より活用できるようにしたい反面、何でも出せば良いというものではないので、使い方についてまとめていく。

〔事務局〕鳥類の研究者ではない第三者（統計のプロ等）がデータだけを使って論文を書く可能性がある。これは解析の面から見ても問題。

〔事務局〕アメリカのルールでは放鳥者の権利を最大限認めようとしている。観察の場合、オーストラリアは放鳥者のものだと言っているが、観察例が無ければ放鳥例も生きない。放鳥と観察を1つのデータとしてまとめて初めて意味があるという共通認識が必要。

<議題3 マニュアルの改訂>

〔事務局〕7～8割は素稿が出ている。目次案に何か不足などあれば指摘をお願いしたい。今年度中に出版したい。

販売はしないが、バンダーは持つ必要がある。これは環境省事業で作成するので行政書類。そのため、希少種情報等特別な部分を除いて最終的に公開する。

〔環境省〕業務報告書については、HP上でダウンロード出来るようにしているものもあるが、希少種の情報を含む場合などは非公開としているものもある。

〔検討委員（古南）〕「遵法精神でやっている」と第三者が見ても判りやすいように、法令についてきちんと記載をお願いしたい。感染症予防や自分が罹患しないようにするためにどうするか、についても書いてあるのか。

〔検討委員（上田）〕法令と感染症について項目入れること。

<議題4 その他一捕獲報告>

〔環境省〕鳥獣捕獲許可証の報告の記載方法について様式を作成し、マニュアルの中に入れてはどうか。ご意見を頂きたい。

〔事務局〕複数の県で捕獲を行っているバンダーでは、ハンターマップのメッシュ番号だけだと何県なのかわからなくなってしまう。おそらく地方環境事務所でも、何県という記載が無いと混乱するのではないかな。また、ハンターマップの入手方法が、県によっては有料でしか出さないところもある。バンダーの経済的な負担を少しでも軽くしたいので、ハンターマップを購入しなくてもメッシュ番号を調べられるような仕組みの検討が必要。

〔環境省〕鳥獣保護法の施行規則に、鳥獣捕獲報告をする際には「鳥類保護区等の地域を示した図面のメッシュ番号を書くこと」と明示され、それはハンターマップのことになる。バンダーの経済的な負担をどのようにしたら減らせるのかは検討したい。

〔事務局〕標識調査の捕獲報告の場合、鳥獣捕獲許可証の裏の欄では書ききれない場合が多いため、「鳥獣捕獲許可証の報告欄の別紙」という形で、全バンダー共通の様式を作成してはどうか。